

埼医業 I 第 1 6 3 5 号  
令和 6 年 1 0 月 3 日

都市医師会長 殿

埼玉県医師会長 金 井 忠 男  
( 担当常任理事 高 木 学 )  
(公印省略)

令和 6 年度埼玉県住所地外高齢者インフルエンザ及び高齢者新型コロナ  
ウイルス感染症定期予防接種相互乗り入れ接種料金表等一覧の一部金額  
訂正並びに周知について

標記のことについて、狭山市より住所地外高齢者インフルエンザ及び高齢者  
新型コロナウイルス感染症定期予防接種料金表に一部誤りがあったため、下記  
のとおり差し替えの依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折恐縮に存じますが、貴会管下協力医療機関へ訂正  
後の料金表をご周知くださいますようお願ひいたします。

なお、本会ホームページの料金表は訂正後となっております。

### 記

高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症

訂正前	訂正後
②生活保護・非課税対象者・中国残留 邦人等支援受給者	②生活保護・中国残留邦人等支援受給 者

埼玉県医師会ホームページ : <https://www.saitama.med.or.jp>

ユーザー名 : saitamaken

パスワード : noriire11

担当 : 業務課業務 I 担当 森田  
T E L : 0 4 8 - 8 2 4 - 2 6 1 1  
F A X : 0 4 8 - 8 2 2 - 8 5 1 5

別 紙

令和6年度埼玉県住所地外高齢者インフルエンザ

定期予防接種相互乗り入れ接種料金表

狭山市

相互乗り入れ期間：令和6年10月1日～令和7年1月31日

高齢者インフルエンザ 定期予防接種	① 一般対象者	税込み
	委託料 3,725円 (自己負担金 1,500円)	
②生活保護・中国残留邦人等 支援受給者	委託料 5,225円 (自己負担金 0円)	

予診のみ	委託料 3,168円 (税込み)
------	------------------

(参考)

狭山市の高齢者インフルエンザ居住地内接種期間

令和6年10月1日～令和7年1月31日

問い合わせ先

狭山市 健康づくり支援課

住 所：〒350-1304

狭山市狭山台3-24

電 話：04-2956-8050

別 紙

令和6年度埼玉県  
住所地外高齢者新型コロナウイルス感染症  
定期予防接種相互乗り入れ接種料金表

狭山市

相互乗り入れ期間：令和6年10月1日～令和7年1月31日

高齢者新型コロナウイルス 感染症定期予防接種	①一般対象者	税込み
	委託料 12,481円 (自己負担金 3,260円)	
	②生活保護・中国残留邦人等 支援受給者	
	委託料 15,741円 (自己負担金 0円)	

予診のみ	委託料 3,201円 (税込み)
------	------------------

(参考)

狭山市の高齢者新型コロナウイルス感染症居住地内接種期間  
令和6年10月1日～令和7年3月31日

問い合わせ先  
狭山市健康づくり支援課  
住 所：〒350-1304  
狭山市狭山台3-24  
電 話：04-2956-8050